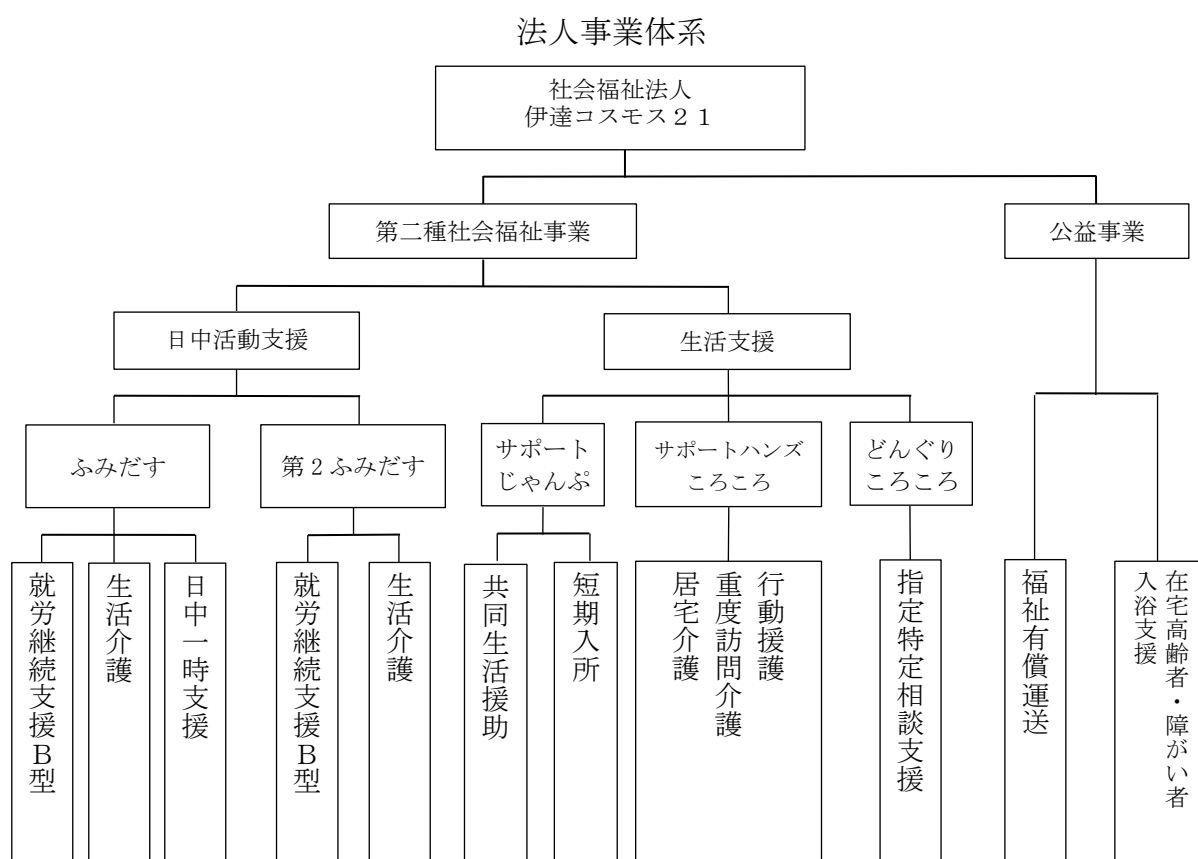


平成 30 年度
社会福祉法人 伊達コスモス 21
事業計画

社会福祉法人 伊達コスモス 21

目 次

平成 30 年度 伊達コスモス 21 重点運営事項	1
法人本部	2
ふみだす	3
第 2 ふみだす	11
給食提供サービス	16
サポートじゃんぷ	17
サポートハンズころころ	22
どんぐりころころ	24
公益事業	24
委員会(研修・防火防災・苦情解決・虐待防止・保健衛生)	25



平成 30 年度 伊達コスモス 21 重点運営事項

この度行われた平成 30 年度の報酬改定は、総合支援法施行 3 年後の見直し事項の施行、国・道・市町村が作成する第 5 期障害福祉計画の開始年度にあたること、共生型サービスの開始元年であることなど幾つかの時期的なポイントと、2.6 兆円に達した障害福祉予算の配分の仕方にメリハリを付けたという特徴があったと言える。幸いにも当法人のこれまでの取り組みが報酬改定上評価された結果となったが、今年度も地域や利用者ニーズに応じていく姿勢を保ちながら以下の重点運営事項を基に事業運営を図っていききたい。

1. 地域生活支援拠点事業に於ける緊急短期入所及び体験利用（日中）の機能を担う事業所として充実強化を図る

伊達市は今年度より地域生活支援拠点事業に取り組み面的整備を進めていくこととなった。そこで、当法人が昨年度より開始した胆振管内初の医的ケアの必要な人も利用できる「短期入所事業」及び「体験の機会・場（日中活動）」の利用について、面的整備の機能を担う事業所として充実強化を図っていくこととする。

2. 居宅介護事業所「サポートハンズころころ」におけるサービス提供体制の再構築と運営基盤の強化

平成 30 年度の報酬改定では、GH 入居者が個人単位のホームヘルプサービスを利用する仕組みが廃止予定であった。しかし、報酬改定検討チームの提案を厚労省が採択し 3 年間延長ということになった。前年度はこの仕組みの廃止を想定し、重度重複障害者が入居する「野ぶどう」において 1 人の生活支援員が同時に 2 人以上の利用者を支援するという場面を意図的に導入してきた。3 年間延長という方向が打ち出されたことを受け、今年度は早急に人材確保を進めるとともに居宅介護サービス提供体制の再構築を図ることとする。

3. ふみだす・第 2 ふみだすの狭隘化解決に向けた整備計画の策定

通所系事業所であるふみだす・第 2 ふみだすにおいては、従前から大きな課題として狭隘化の問題が揚げられてきた。更に、最近では狭さだけではなく利用者の多様化に対する機能整備の側面からも建て替え或いは大規模増改築の必要性があると思われる。このことから、今年度は通所系事業所の整備計画を策定し狭隘化の解決に向け具体的な一歩を進めることとする。

4. 自閉症のある利用者が安心・安定して暮らし、活動できる支援スキルの獲得

自閉症の利用者が安定した暮らしや活動を行えるよう、法人内の各部署（通所系・居住系・居宅介護系）の職員が自閉症に対する知識と支援スキルを獲得するための研修並びに人材育成を計画的に進めて行くこととする。

5. 非常災害時における速やかな避難体制とライフライン断線時の具体的対応の整備

- ① 火災及び地震・津波等非常災害時に一人の犠牲者も出さないための確実な避難訓練の実施と避難後の連絡・移送体制の修練。
- ② 暴風雨（雪）等の自然災害による停電・断水等ライフラインの断線を想定した通所並びにグループホームでの実際的訓練の実施。

法人本部

1. 法人の役員・評議員・委員

- (1) **理事** (任期 第9期 平成29年6月評議員会～平成31年6月評議員会)6名
理事長 栗本 茂生
常務理事 大垣 勲男
理事 大矢 辰男・高木 雅彦・栗野 明子・廣澤 佐起子
- (2) **監事** (任期 第9期 平成29年6月評議員会～平成31年6月評議員会)2名
栗橋 徳一・熊谷敦子
- (3) **評議員** (任期 第9期 平成29年6月評議員会～平成33年6月評議員会)7名
松倉 一男・大坪 鐵雄・小林 繁市・松添 慎吾・中川 佳恵
宮地 迪彦・菊地 純司
- (4) **評議員選任・解任委員** (任期 第1期 平成29年3月～平成33年6月評議員会)5名
委員長 福士 憲昭
橋本 政人・栗橋 徳一・熊谷敦子・齊藤りか子

2. 平成30年度事業計画

(1) 役員会・評議員会の開催

役員会(年4回予定)

第1回：平成29年度事業報告・収支決算の審議(6月上旬予定)

第2回：各事業実施経過・会計報告(9月予定)

第3回：各事業実施経過・会計報告(12月予定)

第4回：各事業実施経過報告及び平成30年度事業計画・収支予算の審議(3月予定)

評議員会(年2回予定)

第1回：平成29年度事業報告・収支決算の審議(6月中旬予定)

第2回：各事業実施経過報告及び平成31年度事業計画・収支予算の審議(3月予定)

(2) 監事監査の実施(四半期ごとに実施)

第1回：各事業運営査察・会計並びに所持金管理事業の執行状況等

第2回：各事業運営査察・会計並びに所持金管理事業の執行状況等

第3回：各事業運営査察・会計並びに所持金管理事業の執行状況等

第4回：各事業運営査察・会計並びに所持金管理事業の執行状況等

(3) 役員研修(外部・内部)の実施

(4) 外部経理監査の実施

外部の会計監査機関による法人内全ての経理処理と予算執行状況を確認し、資金管理の健全性と予算管理の的確性を維持するため、2ヶ月に1度実施する。

(5) 情報公開の推進

法人と核施設の事業等の情報開示と広報を行うため、年2回の機関紙「はっしん」の刊行と、ホームページを活用する。

ふみだす

1. はじめに

ふみだすの利用者増加による活動スペースの狭隘化については喫緊の課題であるが、増築、改修に向けての目途がなかなか立たない状況である。しかし、現状の建物を活用して利用者が快適に安全に利用していただけるよう工夫を図るとともに、増築、改修の時期が来た時に迅速に対応ができるよう、各部署と話し合い構想をたてながら準備をしていきたい。

平成 29 年度よりサポートじゃんぷがスタートさせた短期入所事業では、「重度重複障がい者」「医的ケアの必要な方」の受け入れが可能であり、近隣市町村の重度障がい者が利用されている。ふみだすでは短期入所中の日中の受け入れ先として、生活介護事業にて受け入れを行う事が多く、正規の利用者の他、短期入所中の利用者の活動や医療的ケアの提供を行っている。今後もより安全に安心して利用していただけるよう、ご家族と看護師の引継ぎや職員間の連携をより一層綿密に行っていく。

また、平成 30 年度も職員の研修に力を注いでいきたい。支援技術はもちろんの事、発達障がい、重度重複障がい、高齢知的障がいなどの特性の理解や具体的支援の実践の他、利用者ひとりひとりの心理や思い、願いを汲み取り支援の中で実践につなげる事が出来る職員として活躍できるように計画的に実施していく。

2. 重点課題

(1) 利用者の社会参加の拡大

毎年利用者の社会参加については課題として掲げているものの、大きな成果をあげるには至っていない状況である。利用者が日々の日中活動だけにとどまらず、社会の一員として役割をもち社会に貢献し、発信ができるよう具体的な取り組みを実施していく。

(2) コスモス班における定期的な新作商品の開発、販売と販路拡大

平成 29 年度末、コスモス班では経験豊富なパン職人を 1 名採用し 2 名体制で製造を行っている。今までの商品に加え、新しいアイデアや技術を駆使した新作パンの製造、販売に力を入れお客様に喜ばれる商品を提供していく。また、今年 1 月から始まった伊達市の食育レストランからは揚げパンの材料となるパンの注文がコンスタントに来ている。収益を上げるためには店頭販売だけではなく、安定した取引先を増やしていけるよう営業にも力を入れていきたい。

(3) 障がい特性や年齢に応じた小グループ、個別活動の充実

生活介護事業の各班においては、同じ班に属していても障がいの程度や状況も様々であり個々の特性に合わせて個別や小グループでの対応が必要である。年々その必要性が高まっているものの十分な実施に至っていない状況である。各班においては従来の班の日課や活動内容にとらわれることなく、日課や職員の動きを整理し新たに取り組む必要がある。

(4) 職場リーダーの育成と基盤づくり

各部署のリーダーが、自分の仕事の範囲を超え、ふみだす全体を視野に考え仕事ができるように取り組んでいく。各人が専門的な知識を身に付け、リーダーとしての資質を養い、現場の運営、職員育成に努め、問題解決や課題への取り組みができる基盤づくりを行っていく。

3. 利用者の状況

(※各統計は平成30年4月1日現在のものである)

利用者年齢

(単位：人)

年齢	20未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～79	80以上	合計	平均年齢
男	1	11	5	4	5	4	4	1	0	35	42.7
女	0	11	5	9	4	4	8	6	0	47	47.6
合計	1	22	10	13	9	8	12	7	0	82	45.6
%	1.2	26.9	12.2	15.8	11.0	9.8	14.6	8.5	0	100	

利用者障害程度(療育手帳・IQ)

(単位：人)

程度	最重度	重度	中度	軽度	未判定	合計	重度重複(再掲)
男	8	14	9	3	0	34	8
女	10	20	12	3	3	48	3
合計	18	34	21	6	3	82	11
%	21.9	41.5	25.6	7.3	3.7	100	

援護の実施機関

(単位：人)

所在地	伊達	室蘭	登別	苫小牧	豊浦	洞爺湖	他胆振内	他管内	合計
人数	45	9	4	1	1	3	2	17	82
%	54.9	11.0	4.9	1.2	1.2	3.7	2.4	20.7	100

班毎の在籍者の年齢

(単位：人)

班名		20未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	合計
就労継続支援B型	パン	0	6	1	6	3	0	0	16
	ビスケット	1	2	0	3	1	3	0	10
生活介護	わくわく	0	6	2	2	5	8	2	25
	てく	1班	0	8	6	2	0	0	16
	てく	2班	0	0	1	0	0	9	15
		1	22	10	13	9	20	7	82

コスモス班

1. 重点目標

- (1) 月額支給工賃 38,000 円以上の支給
- (2) 高齢利用者への環境配慮や作業支援
- (3) 生活介護利用者の新規受入れ整備
- (4) 衛生管理の徹底 (HACCP システムに基づいて)

2. 目標に対する事業計画

(1) 月額支給工賃 38,000 円以上の支給

- ① お客様に飽きがこない商品開発。(季節に合わせた商品製造)
- ② 宣伝チラシの有効活用。
- ③ 請負作業全般の安定製造を継続し、新規商品の提案から販売数量増の促進を図る。

(2) 高齢利用者への環境配慮や作業支援

- ① 高齢化、障がいの重度化に伴い作業時間の配慮や立位の継続が難しくなってきた利用者の方に対し、足腰の負担軽減のための椅子に座ってもできる作業の提供、動線における物品の配慮、本人と都度確認しながらの小分けした作業の提供を行う。
- ② 高齢化に伴い機能低下による転倒や骨粗鬆症等による骨折、嚥下機能の低下による誤嚥等のリスクが高くなることが予測される為、適切な対応や支援を行えるようにする。また、老化に伴う研修会への参加や看護師からの助言を受けながら高齢化に向けての対応策を模索する。
- ③ コスモス班利用者の高齢化に備えた準備を今年度は開始する。高齢利用者一人ひとりの行動の観察から改めて老化の現状を把握し、今後予測されるであろう機能低下に対し、今からどんなことに取り組んでいけるのかの指針となる記録とする。

(3) 生活介護利用者の新規受入れ整備

- ① できないことや失われた機能にだけ着目するのではなく、その人が有している力を引き出しそれを活用していくことを前提に作業提示・支援する。
- ② 一人ひとりにあった補助具(車椅子等)を利用している人が作業室への出入りや作業中の移動をしやすい環境を整える。

(4) 衛生管理の徹底 (HACCP システムに基づいて)

- ① HACCP システムによる衛生管理手法に基づき、食品の安全性かつ危害を適切に防止できるよう取り組みを継続する。
- ② 食品表示法の改正に伴い表示内容が変更になる為、ラベル内容を整備。
- ③ 衛生管理について日々の活動の中で適時、利用者・職員へ伝達し、意識・技術の向上が図れるよう取り組む。
- ④ 体調管理の確認を確実にいき、事前の予防となるよう取り組む。

わくわく班

1. 重点目標

- (1) 発達障がい利用者に対する専門性と技術の向上
- (2) 疾病や加齢に伴う心身の変化の把握と活動の提供
- (3) 障がい特性や年齢に応じた小グループ、個別活動の充実
- (4) 作業活動・趣味活動・レクリエーションの充実
- (5) 利用者の社会参加

2. 目標に対する事業計画

(1) 発達障がい利用者に対する専門性と技術の向上

- ① 環境の構造化を図り、発達障がい者が活動しやすい活動の場を提供する。
- ② 見通しを持ち安定した日中活動を送るためにスケジュールの設定をしていく。
- ③ 余暇支援としての自立課題の設定を行う。
- ④ 利用者の混乱を少なくするため統一した支援ができるよう取り組んでいく。
- ⑤ 自己選択・自己決定が出来るよう支援していく。
- ⑥ 支援の質を向上する為、積極的に研修等に参加する。とくに自閉症、ダウン症、高齢知的障がいについての理解を深める。

(2) 疾病や加齢に伴う心身の変化を把握と活動の提供

- ① 老いても楽しむことができたり、活躍できる活動を実施していく。
- ② 利用者の体調や体力、受診等に合わせ、定時の送迎時間に囚われることなく、送迎の時間を調整していく。
- ③ 疲れた時に少し横になり休むことで体力や気力が回復できる利用者に対し、休憩をとってもらえるよう場所の準備と働きかけを実施していく。
- ④ 高齢者対象の「ゆったりくらぶ」の活動を実施し、作業や集団での活動から離れ、のんびりと無理せず楽しめるような内容を企画する。
- ⑤ 加齢に伴う身体的機能の低下を予防するとともに軽体操や嚙下体操を実施する。

(3) 障がい特性や年齢に応じた小グループ、個別活動の充実

- ① 高齢利用者対象の活動「ゆったりくらぶ」、若年層利用者対象の活動「きらきらくらぶ」、中年層利用者の「ときめきくらぶ」の充実を図る。
- ② 絵画や制作を楽しむ機会として「制作活動」を定期的実施し、北海道知的障がい福祉協会主催の「みんなあーと展」へ出展する機会を設ける。
- ③ 利用者の重度化や高齢化に伴い個別の活動の必要性が高くなってきていることから、利用者が希望する活動を実施できるよう取り組んでいく。

(4) 作業活動・趣味活動・レクリエーションの充実

- ① 菓子箱の組み立て作業、館内清掃、農耕等の作業の他、新しく行える活動の開拓をしていく。
- ② 日々定期的に行っている制作活動を通して商品に繋げ利用者が活躍でき、働く喜びを感じられるように支援していく。
- ③ 障がいや重たい利用者や高齢利用者も、働くことの楽しみややりがいを感じられるよう、ひとりひとりの状況に合わせた作業ができるよう取り組んでいく。

- ④年に1回、利用者個々の希望を叶える「リクエスト外出」を実施する。
- ⑤春から秋にかけて屋外に出かける計画をし、個別や小グループでレクリエーションを実施していく。
- ⑥ボランティアの受入を積極的に行い、専門的な技術や活動の提供をしていただく。

(5) 利用者の社会参加

- ①利用者が社会の一員として、地域での役割を果たしたり、活躍できるような機会を増やしていく。
- ②ふれあい広場や共同募金活動にも継続して参加していく。
- ③市民からの作業要請や依頼を受ける中で地域住民と交流し、そこから活動を広げていけるよう取り組んでいく。

てくてく1班

1. 重点目標

- (1) 「働く」活動の充実
- (2) 社会参加の拡大
- (3) 自己決定、自己表現、コミュニケーションの共有と拡大
- (4) 小グループ・個別活動の充実
- (5) 健康・身体機能の維持管理

2. 目標に対する事業計画

(1) 「働く」活動の充実

- ①個々の利用者が得意なことを活かして、役割を持ち継続して活動できる基盤を作る。
 - ・手工芸品の製作活動を通して通年作業を提供する。
 - ・季節の行事を通して作業提供する。
 - ・職員と一緒に物産館・クマ牧場の店舗へ出向き、在庫確認・納品を行う。
- ②畑の作業を通して、野菜を育てる関心や楽しみをもち、収穫・販売の喜びを経験する。
 - ・苗植えから収穫、販売までの一連の作業を職員と一緒に経験する。
 - ・収穫した野菜をふみだす内、コスモス店舗で販売する。
 - ・一連の作業を通して達成感や喜びを経験できるように取り組む。
- ③コスモス店舗へ納品・在庫確認に積極的に行き、販売意識を高める。
- ④手工芸品などの販売店舗の拡大。

(2) 社会参加の拡大

- ①ふれあい広場での出店を通し、自分たちの活動を発信するとともに市民との交流を図る。
- ②赤い羽根共同募金活動の参加。
 - ・10月から12月の3か月間で実施している募金活動に参加する。
- ③伊達市・伊達市近郊高校のボランティアとの交流。
 - ・土曜出勤・イベントを一緒に行い理解を深める。
 - ・年間、月単位での行事の計画を企画していく。
- ④地域イベントや学校・団体などの活動へのボランティア活動を行うための基盤づくりを行い、実現に向けた取り組みを開始する。

(3) 自己決定、自己表現、コミュニケーションの共有と拡大

- ①関わりの中で利用者が発信した行動の意味を追求し、職員・ご家族と共有する。
活動を通して、利用者が楽しいと思える気持ちを引き出し能動的な活動を支援していく。
- ②言葉以外のコミュニケーションツール(カード、写真など)を取り入れる。
- ③2～3種類から選択できる状況設定を行い、利用者本人が決定できる機会を設定する。

(4) 小グループ・個別活動の充実

- ①個別支援計画に沿った支援の実施
 - ・担当者が毎月、支援計画の評価を行いミーティングで情報を共有し継続・修正していき、職員全員が利用者の状況を把握する
- ②小グループの活動を明確にする。
 - ・月間で商品製作の目標を設定し取り組む
 - ・外出活動(買い物、DVD レンタル、畑作業、商品納品など)
 - ・リクエスト外出の計画・実施

(5) 健康、身体機能の維持・管理

- ①職員による出勤時の検温、健康チェック(異常の早期発見・対応に備える)
- ②看護師による医的ケアの実施
- ③毎週火・木曜日と第2・4金曜日のPT訓練の実施
- ④職員による日常のストレッチ・リラクゼーションの実施

(6) その他

- ①情報の整理
 - ・利用者の理解を共有するため、個人の特徴をまとめたものや個別介助手順を作成する。
 - ・夕の打ち合わせの在り方を検討する((4)①に関わる)
 - ・朝の打ち合わせ時間の検討
 - ・GH(野ぶどう・わたぼうし・かりんず)との情報共有の徹底
 - ・商品管理など職員全員がわかるようにする
 - ・売上金などの管理の整理
- ②環境整備
 - ・物品の整理整頓
 - ・作業室の使い方についての検討
 - ・清潔不潔の分別
 - ・トイレ介助・食事介助のエプロン使用
 - ・フロアマットのクリーニング
- ③KYTの導入・継続
 - ・利用者の安全を考え、介助手順の整備・遵守や環境整備に取り組む

てくてく 2 班

1. 重点目標

- (1) 年齢を配慮した日課の充実
- (2) 「明日も来たい、今日も行きたい」と思える場所の創出
- (3) 看護師を中心とした健康管理と身体機能の低下予防
- (4) 入浴の提供
- (5) 利用者の生活支援機関、ご家族との情報交換、連携の強化

2. 目標に対する事業計画

(1) 年齢を配慮した日課の充実

- ① 利用者の加齢の度合い、ニーズごとに活動内容の分化を図り、年齢を重ねても、身体能力が低下してもふみだすに通いたいという希望に応じて行けるよう内容の充実を図っていく。
 - ・ いきいきサロン(小グループ)
 - ・ お好み活動(好きな催し毎の小グループ活動)
 - ・ 個別での活動
- ② 利用者の体調や体力、受診等に合わせ、定時の送迎時間に囚われることなく、送迎の時間を調整し、1 日いっぱい日中活動を利用することが難しい利用者に対応していく。体調不良などにより活動が困難な場合には、支援機関等と連絡調整をする。
- ③ 疲れた時に少し横になり休むことで体力や気力が回復できる利用者に対し、休憩をとってもらえるよう場所の準備と働きかけを実施していく。

(2) 「明日も来たい、今日も行きたい」と思える場所の創出

- ① 日中活動の中でひとりひとりが役割を持ち、仲間の為に役にたつことの喜びを体験し喜びや生きがいに繋がるよう取り組んでいく。
 - ・ 日中活動での係の仕事
 - ・ 調理、おやつ作り等の得意分野での腕前披露
 - ・ ひとりひとり専用の家庭菜園担当(野菜の栽培、調理等)
 - ・ 展示、出展に向けた作品作り
 - ・ 館内清掃、パチャラー教会清掃
- ② 今までの人生で本当はやりたかったこと、行ってみたかったことなどを利用者から聞き取り、日中活動でできる事を実施する。(人生の一部の取り戻し、やり直し)
 - ・ リクエスト外出
 - ・ バスレクリエーション
 - ・ 家庭菜園
 - ・ カフェドライブ
 - ・ ネイルエステ等
 - ・ スヌーズレン
 - ・ DVD鑑賞
 - ・ その他個別活動など
- ③ 他班の利用者やボランティア、職員との交流を増やし、異年代との会話や関わりを通し、刺激を受け元気な気持ちで過ごせるよう企画をしていく。
 - ・ ゆったりカフェの実施

- ・ボランティアの受入、交流
- ・合同行事など

(3) 看護師を中心とした健康管理と身体機能の維持と低下予防

- ① 毎日の健康チェック
 - ・ 検温、血圧などの測定
 - ・ 個人の医療用具のチェック(酸素等)
 - ・ 認知症の早期発見
- ② 生活(住まい・暮らし)支援者との連携
 - ・ GH配置の看護師やご家族と連携をとり、疾病管理を実施する
 - ・ 日中活動中に疾病を発見した場合には通院を勧める
- ③ 身体機能の維持、低下予防
 - ・ 毎日の軽体操の実施
 - ・ 個別のニーズに応じた体操、ウォーキング、散策など

(4) 入浴の提供

- ① 老化や疾病のためグループホームや自宅で入浴が難しくなった利用者への入浴提供
- ② 衛生管理のための入浴だけでなくリラクゼーションとしての入浴
- ③ 皮膚疾患や黄疸など病気の発見や経過観察としての役割
- ④ 職員とのコミュニケーションの場として

(5) 利用者の生活支援機関、ご家族との情報交換、連携の強化

- ① 日々の出来事などの情報交換
 - ・ 連絡ノートを活用
 - ・ 電話での連絡
 - ・ ケース会議を開催

日中一時支援事業

日中一時支援事業だが、年間の利用人数は数件に留まっている。ニーズは多くは無いが、障害福祉サービスの狭間でサービスを利用できない方の受け皿として、今後も事業の継続をしていく。

また、今後短期入所を利用される方の日中活動の場として利用されることも予測されるので、利用前のアセスメントをしっかりと取り、利用の際に安心して利用していただけるよう努めていく。

第2 ふみだす

1. はじめに

第2 ふみだすは、利用者の加齢、利用者の心身状況の変化、発達障がい者の急増等を理由に、平成29年4月より就労継続支援B型事業と生活介護事業による多機能型事業所へと変更し1年が経過した。生活介護事業を実施するにあたっては、自閉症スペクトラムの利用者に特化して構造化された活動棟で個別での活動や作業を行い、本格的な専門的支援を実施してきた。

今年度の第2 ふみだすは、これまで行ってきた働くことを中心とした取り組みから、これからの人生を楽しく過ごし、利用者自身が生きがいを感じられる取り組みを行う年であり、支援者の思考と支援・活動内容の見直しが必要となる。また、支援者の意思統一を含めた基盤の構築が求められる。

就労継続支援B型事業、生活介護事業ともに、利用者が「行きたい」と思い、利用者のご家族が安心できる事業所となるよう、事業を展開していきたい。

2. 重点課題

(1) 就労継続支援B型事業における重度・高齢障がい者への支援の充実

昨年度は、重度知的障がい者、高齢障がい者の増加に伴い、作業内容及び休憩時間、余暇活動の取組み等について新たな支援展開を模索し、試行的に実施してきたものの、利用者にとって十分な活動の展開には至っていない。

今年度も引き続き、利用者の希望や意見を確認しながら具体的な活動を目指していきたい。また、作業を基本とした形態からの異なる取り組みとなるため、就労継続支援B型事業の作業班の見直しを行い、高齢期の利用者が「働く」以外の「生きがい」や「楽しみ」を経験できるようにしていく。

(2) 生活介護事業における発達障がい者への本格的な専門支援の構築

発達障がい者(自閉症)への専門的支援を実施するにあたり、支援者の知識・技術が不十分であるため、昨年度に続きより専門的な支援を行っている他法人の指導や助言を継続的に受けながら、個々の利用者への的確な支援を図っていく。

活動では、本人が安心でき、喜びとなるものは何かを常に探求しつつ、かつ利用者によってはより生活活動域の広がりや社会参加が図られ、実感できる活動が行われるよう、生活支援者やご家族との連携を怠ることなく創意工夫し実施していく。

さらに、今後増えてくるであろう自閉症スペクトラムの方々を見越した活動の在り方について検討していく。

(3) 就労継続支援B型事業における就職率の向上と既存就職者への変わらぬ支援の徹底

昨年度は就労継続支援B型事業から3名が企業へ新規就職しており、この他にも就職を目指したいという利用者の方々がいる。

就労支援については、以前実施してきた就労移行支援事業においてノウハウがあるため、就労継続支援B型事業においても継続して就労への支援展開を図っていくとともに、これまで実施してきた既存就職者へのアフターフォローと企業との良好な関係づくりを行っている。

(4) 支援者の資質向上

年々、発達障がい者、進行性の疾病がある利用者、高齢の利用者等、様々な特性のある利用者が増加している中、作業の組み立て、利用者の体調に即した作業内容の提供、障がいの特性と個性を踏まえた個別的な関わりがより必要となってきた。そのため、基礎的な知識と共に技術も必要であり、支援者自身が経験のみに頼って向上にはつながらない。

支援者が、利用者のご家族が願っていることは何かを探求し、さらなる工賃の向上、働くことと活動を通して、役割を担うこと、生き甲斐づくり、誇りを得られることについて考えられるよう、協議・検討の場を随時設けていきたい。また、支援者には一人の人間としての人格が問われるため、適正な価値基準と判断ができる資質を得るための自己研鑽できる機会も作っていく。

3. 利用者の状況

(※各統計は平成30年4月1日現在のものである)

利用者数・年齢

(単位：人)

年齢	20未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-64	65-69	70以上	合計	平均
男	1	10	5	8	9	6	1	0	40	43.25歳
女	0	2	1	3	2	3	2	0	13	49.3歳
合計	1	12	6	11	11	9	3	0	53	44.7歳
%	1.9	22.6	11.3	20.8	20.8	17.0	5.7	0.0	100	

利用者障害程度(療育手帳)

(単位：人)

程度	重度	中度	軽度	未判定	合計
男	20	14	6	1	41
女	11	1	0	0	12
合計	31	15	6	1	53
%	58.5	28.3	11.3	1.9	100

援護の実施機関

(単位：人)

所在地	伊達市	室蘭市	登別市	苫小牧市	その他	合計
人数	30	8	1	1	13	53
%	56.6	15.1	1.9	1.9	24.5	100

(その他：札幌市西区、江別市、岩見沢市、釧路市、黒松内町等)

班毎の在籍者の年齢

(単位：人)

事業名	班名	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上	合計
就労継続 B型	そら	0	3	1	5	3	1	0	13
	くりんくりん	1	2	2	4	6	7	0	22
	こむぎ	0	3	1	2	2	4	0	12
生活介護	結(ゆい)	0	5	1	0	0	0	0	6
合計		1	13	5	11	11	12	0	53

そら班

1. 重点目標

- (1) 利用者の特性や年齢に合わせた作業の工夫と提供
- (2) 危険の伴う行動・要因の排除と加齢に伴う危機管理の徹底
- (3) 社会人として相応しい行動・態度を習得する為の支援と就労に向けた支援
- (4) 本人が望む活動とやりがいにつながるレクリエーションの企画、提供
- (5) 就職に向けた作業と生活の両面からの支援

2. 目標に対する取り組み

(1) 利用者の特性や年齢に合わせた作業の工夫と提供

利用者それぞれの特性と年齢を考慮し、口頭での簡潔な指示や具体的な視覚的提示を取り入れ、全利用者にとって分かり易い作業提示と加齢を心がけた支援を行なっていく。また、意識して評価を伝える事で作業へのやる気を引き出し、効率化とやりがいにつなげていく。

(2) 危険の伴う行動・要因の排除と加齢に伴う危機管理の徹底

安全な作業環境を提供する為、担当職員は責任を持って利用者を把握し、安全確認の徹底を行い、加齢による身体の衰えからくる危険要因も含め、観察力を高める。また、事故等が発生した際は、速やかに職員間で情報共有、迅速な対応を図った後、第2ふみだす、生活支援機関、保護者への状況報告を徹底する。

(3) 社会人として相応しい行動・態度を習得する為の支援と就労に向けての支援

請負作業として企業に出向いて作業を行なう中で、特に若年層の利用者については、社会人として相応しい行動や態度等、職員自らが見本となり理解を深めてられるよう支援する。就労した時に役立つように支援する。

(4) 本人が望む活動とやりがいにつながるレクリエーションの企画、提供

利用者それぞれの特性や興味を考慮した上で、本人が望む活動の充実を図るとともに、働くこと以外にも趣味や余暇の過ごし方などに変化をつけ、楽しめる活動となる支援をしていく。レクリエーションについては利用者と職員がよく話し合い、それぞれ特性や意見を熟慮し、利用者のやりがいに繋がるように企画、実施する。

(5) 就職に向けた作業と暮らしの両面からみた支援の実施

就労に向けた本人像の把握のため、生活支援機関やご家族と連携し、作業と生活の両面を考慮した支援を行う。

くりんくりん班

1. 重点目標

- (1) 利用者個々の現在の状態に即した個別支援計画の作成と実施
- (2) 高齢者・発達障がい者に配慮した支援の実施
- (3) 利用者が主体となる作業の展開
- (4) 現状に即した目標工賃の設定
- (5) 生きがいを求められる環境づくりへの働きかけ

2. 目標に対する取り組み

- (1) 利用者個々の現在の状態に即した個別支援計画の作成と実施

利用者と支援者が個別支援計画を十分に把握理解し、共通目標として位置づけ、随時話し合いや変更等を行っていく。

(2) 高齢者・発達障がい者に配慮した支援の実施

利用者の日々変化する体調や情緒面について職員間で共有化を図り、状態に応じた無理のない、安心できる作業・活動の提示等を行う。

(3) 利用者が主体となる作業展開

利用者の意思の尊重とその思いに応じていけるように支援を行う。

(4) 現状に即した目標工賃の設定

利用者の高齢化に伴い活動状況に合った目標工賃を設定し、工賃を得る充実感を持てるよう支援する。

(5) 生きがいを求められる環境づくりへの働きかけ

利用者の意欲と思いを大切にされた適度な作業性の追求と、楽しみや喜びを感じられる活動内容になるように心がけてゆく。また、和やかさを大切にされた雰囲気づくりの維持を行っていく。

こむぎ班

1. 事業目標

- (1) 利用者個々の身心の状況と障がい特性を考えた支援の徹底。
- (2) 利用者一人ひとりの作業拡大を考えた支援の実施。
- (3) 製造・出荷等のミス無くし、職員と利用者が協力し合い作業を行う。
- (4) 新商品の開発と売り上げの向上。
- (5) 利用者・職員が共に工賃アップを目指す

2. 目標に対する取り組み

(1) 利用者個々の年齢層(体力/精神面)と障がい特性を考えた支援の実施

利用者個々の障がい特性を理解し作業提供を行っていく。また、高齢者への体力・精神面に配慮し、本人の思いに沿った無理なくできる作業を工夫し提示していく。若年層の方には作業拡大に取り組み、施設外就労にも参加できるよう支援を行う。

(2) 利用者一人ひとりの出来る作業が増えるよう考えた支援を実施

利用者一人ひとりの習得したい作業の希望等を聞き、本人の希望に沿って支援していく。また、コミュニケーションを取りあえる配慮も欠かさず行う。

(3) 製造・出荷等のミス無くし、事前確認を確実にし、互いに協力し合い進める

製造に係る日報・伝票等の確認と作業工程、発注について職員間で意思疎通を随時行い、様々なミスを発生させないための防止策を講じていく。

(4) 新商品を完成させ、売り上げに繋げる

新商品が完成することにより新たな販路からの注文が見込めるため、職員一同が協力して実施していく。

(5) 利用者・職員が一丸となって、工賃アップを目指す

年間のイベント販売計画と製造工程を把握しながら日々の作業に取り組み、売り上げなどについても利用者と支援者間で共有していく。

結(ゆい)班

1. 重点目標

- (1) 個々に変化を加えた日中活動の提供
- (2) 健康と衛生への配慮
- (3) 生活圏域の拡充
- (4) 余暇活動の充実
- (5) 社会参加及び地域貢献

2. 目標に対する取り組み

(1) 個々に変化を加えた日中活動の提供

個々の変化や心境に添ったスケジュールの提供を行い、見通しの立つ活動となる環境を整え、分かり易く新しい事に取り組むことができる場の構築を更に進めていく。

(2) 健康と衛生への配慮

自身の体調変化などに気付くことが難しい方が多いことから、ご家庭や生活支援機関、看護師と連携し、健康状態の把握に努めていく。また、視覚的な情報から衛生面に関する行動や必要性への理解を進め、予防に繋げていく。

(3) 生活圏域の拡充

日常的なアセスメントや連絡帳を通じて、本人やご家族・生活支援機関のニーズを丁寧に汲んでいく。また、職員間の情報共有や意見交換を随時行い、偏った見立てや思い込みのない一貫した支援を行っていく。

(4) 余暇活動の充実

個々の好きな事や心地良いことを探り、余暇の過ごし方の拡充や生活の豊かさに繋げていく。また、達成感を感じ、喜びや自信へと繋がられる日中活動を提供していく。

(5) 社会参加及び地域貢献

地域活動への参加や生産活動を通し、様々な社会参加に結び付けられる支援を実践していく。

給食提供サービス

1. はじめに

平成 30 年度も原油の高騰、天候不良、漁獲量の記録的な不良等、原材料の値上がりが見込まれるが、安心安全な食材を吟味し、創意工夫し、利用者に「美味しかったよ」と楽しみにしてもらええるような給食の提供を継続していきたい。

2. 重点課題

(1) サービス

- ①利用者の高齢化や体調・咀嚼能力に応じた食事の提供
- ②利用者の嗜好、残食調査の実施

(2) 衛生管理

- ①新鮮で安全な食材確認の為、検収・消毒
- ②厨房衛生区域内の衛生管理・消毒並びに職員の健康管理
- ③0-157・ノロウィルス等の食中毒に対する徹底予防

(3) 非常災害時対策

(4) 給食会議の開催

(5) 給食関係職員の研修

3. 課題への取り組み

(1) サービス

- ①重度障がいや高齢の利用者の体調、咀嚼能力に合わせた食事提供をするため、毎日の検食結果を元に利用者にとってよりよい食事形態を整える。
- ②喫食率の向上を図るため、利用者に対して年 2 回の嗜好調査を実施し、食品や料理等の残食状況との関連について検討の上、その結果を献立に反映させる。
- ③毎月新メニューを提案、提供する。

(2) 衛生管理

- ①原材料は検収時に品質・鮮度・品温・異物混入などを十分に確認した後、検体を採取し-20℃で 2 週間保存する。野菜類は流水で洗浄後「ピューラックス S」2%溶液に浸して消毒する。食器は毎日洗浄後に食器消毒保管庫に、まな板・包丁等は紫外線消毒庫にそれぞれ保管する。その他の厨房内物品は「ピューラックス S」を用いて消毒する。
- ②厨房に出入りする者は専用白衣を着用し、体調・頭髪管理、手指洗浄、消毒をする。履物は汚染区域及び非汚染区域に専用の物を使用する。また、赤痢菌・サルモネラ菌・0-157 の検便検査を毎月実施する。
- ③ノロウィルスに対する消毒には濃度 200ppm 以上の次亜塩素酸ナトリウムを用いる。食品は中心まで十分に加熱(85℃以上で 1 分間)し、食材の温度管理にも注意を払う。

(3) 非常災害時対策

災害時を想定した献立等を検討し、シミュレーションを実施する。

(4) 給食会議の開催

給食業務の管理運営報告及び給食内容の検討を行うため、ふみだす、第 2 ふみだす所長及び課長による給食会議を毎月第 3 水曜日に開催する。

(5) 給食関係職員の研修

給食関係職員の技能の向上を図るため、研修会、講習会に積極的に参加する。

サポートじゃんぷ（共同生活援助事業）

1. はじめに

サポートじゃんぷ(共同生活援助事業)は、昨年3月に法人10カ所目となるグループホーム「わたぼうし」を開設するとともに、同4月短期入所事業所の指定を受け、5月から受け入れを開始した。現在、10住居54名(定員58名)の生活支援を行っている。

利用者の年齢も21歳から70歳と幅広く、障がいの状況についても一般企業で働く方から日常生活において常に支援が必要な方がいらっしゃることから、一人ひとりのライフステージ、状況に応じた支援が必要となる。

安心できる暮らしの中で本人の願いがひとつでも達成され、一人ひとりの成長を願う支援を行ってきたい。

2. 重点課題

(1)年齢、障がい、経済状況に応じた余暇の充実

継続した課題ではあるが、利用者にとって生活のうるおいでもあり励みにもなり、大きなたのしみでもある余暇を、それぞれの年齢や障がい、身体状況及び経済状況に合わせて企画し実施していく。

(2)高齢期にさしかかった利用者の将来に対する意思決定支援

麦わらぼうしの利用者のみならず、どのホームにも60歳を超えた利用者が暮らしている。自分の老後をどこでどう過ごすか、どんな医療を受けたいのかなど少しずつ利用者が考えられるように計画的に支援を行ってきたい。

3. 利用者の状況

(※各統計は平成30年4月1日現在のものである)

利用者年齢

(単位：人)

年齢	20～29	30～39	40～49	50～54	55～59	60～64	65～	合計
男性	5	9	6	2	4	5	2	33
女性	7	3	3	1	0	6	1	21
人数	12	12	9	3	4	11	3	54
%	22.2	22.2	16.7	5.6	7.3	20.4	5.6	100

利用者障がい程度(療育手帳及び身体障害者手帳) (単位:人)

程度	療育手帳		身体障害者手帳(再掲)						合計
	A	B	1	2	3	4	5	6	
男	16	18	3	3	0	0	0	0	34
女	17	3	2	1	1	1	0	1	20
合計	33	21	5	4	1	1	0	1	54
%	61.1	38.9	-	-	-	-	-	-	

援護の実施機関 (単位:人)

所在地	伊達市	室蘭市	登別市	苫小牧市	豊浦町	洞爺湖町	他胆振管内	その他	合計
人数	31	3	3	1	2	3	2	9	54
%	57.4	5.6	5.6	1.9	3.6	5.6	3.6	16.7	100

ホームごとの障害支援区分 (単位:人)

区分	1	2	3	4	5	6	平均区分 (全体平均 4.4)
水野	0	1	2	2	0	0	3.2
きずな	0	2	1	0	1	0	3
すずらん	0	1	1	1	3	0	4
くるみ	0	1	0	2	1	0	3.8
野ぶどう	0	0	0	0	0	8	6
野いちご	0	0	1	3	1	1	4.3
かりんず	0	0	2	1	1	1	4.2
みんと	0	1	0	4	0	0	3.6
麦わらぼうし	0	0	2	0	4	1	4.6
わたぼうし	0	0	0	0	0	4	6
合計	0	6	9	13	11	15	54
%	0	11.1	16.7	24.1	20.3	27.8	100.0

就労と日中活動の状況 (単位:人)

項目	企業就労			障がい福祉サービス(日中活動)			合計
	正雇用	準雇用	小計	就労継続B	生活介護	小計	
人数	14	1	15	17	22	39	54

4. 重点目標

- (1) 年齢、障がい、身体、経済状況等に応じた余暇活動の取り組み
- (2) 高齢期にさしかかった利用者の将来にむけての意思決定支援
- (3) 職員全体の支援力のスキルアップ

5. 目標に対する実施計画

(1) 年齢、障がい、身体、経済状況等に応じた余暇活動の取り組み

現在グループホームを利用している 54 名が一斉に行事に出かけることは数年前から現実的ではなくなっており、参加者それぞれにとっても負担となっている。前年度に引き続き、ホーム単位や興味関心の同じグループ、経済的にゆとりのある方はガイドヘルパーを使つての個別旅行など、小グループでの行事を企画し、利用者が楽しみ思い出になるよう支援する。

(2) 高齢期にさしかかった利用者の将来に向けての意思決定支援

老後をどこでどう過ごすのか、延命治療を受けるのか受けないのかなど、私たちには高齢期において考えておく必要があることがある。しかしながら、それは非常にデリケートな問題であり、それぞれの宗教観や死生観に基づくものであることから、非常に難しい課題である。

現在グループホームを利用している方で高齢期を迎えた方々が、それらを考え決断できる状況にあるかといえば、現状は否、である。十分に理解し決めることが難しくても、将来どこでどう過ごすのか、たとえば延命治療についてどうしたいのか、本人たちが決められる部分については考えて決められるよう、情報を伝え支援を行っていく。

(3) 職員全体の支援力のスキルアップ

今後、介護が必要となることが予想される高齢障がい者に対するこれからの支援および重度重複障がいがある方への支援を、世話人も腰痛にならず対応できるよう介護力を身につけていけるよう研修を行っていく。また、発達障がいがある方の障がい特性を現場職員が理解し、少しでも支援に生かせるよう研修を行うとともに日々のなかで構造化した支援を実践していく。

さらに、知的に障がいがある彼らがまちなかで社会人として生きていくこと、私たちが彼らの暮らしを支えていくということについて改めて考え、学んでいく。

サポートじゃんぷ（短期入所事業）

1. はじめに

サポートじゃんぷ(短期入所事業)は昨年4月に事業指定を受け、同年5月GW明けより短期入所の受入を開始した。現在の登録者数は21名であり、そのうち医的ケアを必要とする方は5名となっている。胆振管内における医的ケアを必要とする方が利用できる短期入所事業所は当事業所のみとなっていることから、緊急受入対応を含め、今年度も安心して利用いただけるよう支援を行っていく。

また、登録されている方の中には、将来的に当事業所のグループホームを利用したいと考えている方がおり、家族以外の他者との生活を少しずつ経験させたいというニーズも大きい。そのため、今年度はそうした方の利用について計画的に進めていきたいと考えている。

2. 重点課題

短期入所の円滑な受入及び安心できる支援の実施

短期入所事業の受入を開始してまもなく1年を迎える。この1年の中で、利用される方が比較的固定された顔ぶれとなっており、利用される方やそのご家族、受け入れるグループホームの利用者及び職員が少しずつ慣れつつある。今後も安心して利用いただけるよう支援を継続するとともに、将来的なグループホームの利用を念頭に体験として利用したいというニーズもあることから、ご家族とも相談しながら計画的に利用を進めていきたい。

3. 利用者の登録状況

(※各統計は平成30年4月1日現在のものである)

利用者年齢

(単位：人)

年齢	～19	20～29	30～39	40～49	50～54	55～59	60～	合計
男性	3	7	1	2	1	0	0	14
女性	1	4	1	1	0	0	0	7
人数	4	11	2	3	1	0	0	21
%	19	52.4	9.5	14.3	4.8	0	0	100

援護の実施機

(単位：人)

所在地	伊達市	室蘭市	登別市	豊浦町	洞爺湖町	その他	合計
人数	11	5	2	1	1	1	21

障害支援区分

(単位：人)

区分	1	2	3	4	5	6	未判定 未確認	平均区分 5.2
合計	0	0	1	2	6	8	4	21
%	0	0	4.8	9.5	28.6	38.1	19	100.0

4. 重点目標

- (1) 短期入所の安心な利用、安心な受け入れを目指す
- (2) 職員全体の支援力のスキルアップ

5. 目標に対する実施計画

(1) 短期入所の安心な利用、安心な受入を目指す

定期的に利用されている方が更に安心して利用できるよう、緊張感をもって受入を行っていく。

また、将来的にグループホームを利用したいと考えているご家族の中には、短期入所を利用しながら少しずつ他者との生活に慣れさせたいと考えている方も多いことから、ご本人・ご家族と相談しながら体験できるよう働きかけを行い、具体的な利用につなげていきたい。

さらに週末等の利用にあたっては、対象ホームの他の利用者とともに楽しめるような企画を考えていきたい。

(2) 職員全体の支援力のスキルアップ

短期入所を利用される方は、重度重複障がいがある方もいれば身体の障がいを伴わない方、自閉症スペクトラムやダウン症、さらに医的ケアが必要な方など多岐にわたる。対応する職員が腰痛にならず対応できるよう介護力を身につけていけるよう研修を行っていくとともに、一人ひとりの障がい特性や個性に応じた支援が実践できるよう現場職員が理解し、少しでも支援に生かせるよう研修を行うとともに日々のなかで実践していく。

サポートハンズころころ（居宅・重度訪問介護・行動援護）

1. はじめに

在宅やグループホームで暮らしている障がいのある方が、地域で普通の生活を営む為には、必要な支援を受けられることが前提となる。サポートハンズころころは、その為に個々の障がい状況に応じ、居宅介護、重度訪問介護、行動援護の3種類のサービスを実施している。

平成30年の制度改正は大規模な見直しが予測されていたが、今年度からも従来通りグループホームにおいて個人単位のホームヘルプサービスを継続して利用できることになった。障がいの程度に係わらず、充実した地域生活を営むことが出来るよう個々のニーズをしっかりと受け止めながらも、自立支援を支柱にエンパワーメントを目指し、生活の質を高めていけるようにサービスの提供を行っていききたい。

2. 重点課題

(1) サービスを利用される方の身体状況をよく知り、安全に安楽なサービスを提供する

身体に障がいのある方に対する介助は、転倒などの事故に繋がりがやすかったり、身体に接触する機会がほとんどなので不快感や羞恥心を与えないよう細心の注意を払う。

(2) 利用されている方々の年齢に即したサービスの提供を行うようにする

障がいの特性を理解し、その年齢に相応しい触れあいを大切に心掛けていく。特に児童については保護者とのコミュニケーションを図り、個々の発達段階をよく理解し療育的な触れあいを大切にしていく。

(3) 利用者宅に訪問し介助させて頂くことになるので信頼関係を構築する

買い物等の介助は現金の取り扱いなどが発生する為、レシートや釣り銭などの取り扱いを慎重に行う。生活習慣病を患っている方の食事提供などは、栄養士や保健師などの社会資源を活用し安全な食事の提供に心がけていく。

(4) 障がい特性を十分理解し適切なサービスの提供をおこなう

障がいによって利用するサービスの種別が異なるが、適切なサービスを提供する。

3. 利用者の状況(平成30年4月1日現在)

(1) 性別

(単位：人)

	男	女	計
在宅(家族同居)	4	8	12
グループホーム	7	6	13
計	11	14	25

(2) 利用者年齢

(単位：人)

	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	計
在宅(家族同居)	2	1	3	3	1	2	12
グループホーム	0	5	6	2	0	0	13
計	2	6	9	5	1	2	25

(2) サービス種別

(単位：件)

	居宅介護			重度 訪問介護	行動 援護	合計
	身体介護	通院等介助 (身体介護を伴う)	家事援助			
在宅	5 (含学齢2名)	2	6	1	2	16
グループ ホーム	4	1	0	10	3	18
計	9	3	6	11	5	34

※障がいの特性等において、サービスを重複し利用している場合がある。

4. 重点目標

- (1) サービス種別毎のニーズを受け止め、的確なサービスを提供する
- (2) 重い障がいのある方の身体介護における事故や生活援助時の物損などゼロを目指す
- (3) 増加傾向にある新規利用者のニーズを受け止めるため良質なマンパワーの確保と人材育成を進める
- (4) 介護スタッフ間の情報交換の徹底
- (5) 良質なマンパワーの確保と人材育成

5. 目標に対する実施計画

- (1) サービス種別毎のニーズを受け止め、的確なサービスを提供する
居宅介護・重度訪問介護・行動援護の3種類のサービス形態を理解し、それぞれのニーズを受け止める的確にサービスを提供する。
- (2) 重い障がいのある方の身体介護における事故や生活援助時の物損などゼロを目指す
身体介護は、介助方法によっては介助される側、介助させて頂く側双方に腰痛や骨折などの危険が伴うサービスであることを意識し、安全に安楽に行えるような介助を徹底する。
- (3) 増加傾向にある新規利用者のニーズを受け止めるため良質なマンパワーの確保と人材育成を進める
ヘルパー不足は深刻な問題になっており、新規のサービス利用希望者を受けていけないことが数年続いているので、新聞広告や、織り込みチラシ、ハローワーク等を積極的に活用し、ヘルパーを確保し、良質な人材の育成をおこなう。
- (4) 介護スタッフ間の情報交換の徹底
サービス開始時、終了時の連絡や報告を徹底する。その為にメールによる送受信を取り入れ、担当スタッフ間での情報を共有化し良質なサービスを提供につなげていく。
- (5) 良質なマンパワーの確保と人材育成
 - ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）、行動援護従事者養成研修の受講
 - ・虐待防止・障害者差別解消法等、権利擁護セミナーに関する研修への参加
 - ・新人採用者に対しての介護職としての知識・技術等を習得していただけるための同行訪問による研修
 - ・先進施設への視察研修

どんぐりころころ(指定特定相談支援)

1. はじめに

指定特定相談支援事業「どんぐりころころ」は、障害福祉サービスを必要とする方々が、自己実現のため適切なサービスを利用できるよう計画を立案することを目的に事業を展開している。平成30年度においても、サービス等利用計画等の作成過程において、ご本人の希望を実現するためにどのような配慮や環境作りの支援がおこなえるかを大切に進めていきたい。

2. 重点課題

- (1)利用者の方々の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立っておこなう。
- (2)利用者本人の思いや希望を明確化し、ご本人やそのご家族と共有し、実現に向けてマネジメントしていく。
- (3)利用者が自立した日常生活、社会生活を営むことが出来るように配慮する。
- (4)利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労などのサービスが提供されるよう配慮する。
- (5)利用者自身がエンパワメントし、権利擁護に基づいた計画の作成を心がける。

公益事業

在宅高齢者・障がい者入浴支援事業

「伊達湯ったり館」にて、在宅障がい者と高齢者を対象として日々の暮らしに必要な入浴を低額で提供する「在宅高齢者・障がい者入浴支援事業」をスタートさせて丸7年が経過した。

平成30年度は地域の高齢者や障がい者へ「伊達湯ったり館」を知っていただき、入浴で困っている方々にPRする事にも力を入れていきたいと考えている。

平成30年度についても、安心して入浴できる浴室内の整備と、ゆったり、気持ちよく入浴していただき、繰り返し利用していただくことができる雰囲気作りに努めていく。

福祉有償運送サービス

平成18年4月から、公共交通機関を利用することが困難な重度重複障がいがある方の通院送迎等、高まる運送サービスのニーズに対応するため北海道運輸局室蘭運輸支局から「自家用有償旅客運送」の許可を受け実施してきた。

ご本人やご家族からは安心して安楽に通院や帰省が出来ると喜んでいただいているが、車輛や運転手が確保できないこともあり、希望に沿えないこともあった。

営利が目的でないため、現在の枠を広げず登録している「野ぶどう」や「わたぼうし」の利用者を中心に、安心出来る運送サービスの提供を行っていく。

委員会

研修委員会

1. 目的

- (1) 質の高い良質なサービスを安定的に提供するため専門性のある人材を育成する。
- (2) 知識や情報を収集する機会とし、職員の資質の向上を図る。
- (3) 職員ひとひとりの自己実現に向けて研究したり実践するきっかけとする。

2. 平成 30 年度の事業

- (1) 外部団体、各種研修会への参加、視察、派遣研修
- (2) 内部研修の実施
- (3) 新人研修の実施
- (4) 職員研究発表会、法人職員勉強会の実施

3. 事業の実施計画

(1) 外部団体各種研修会への参加、視察、派遣研修

- ① 事業を実施する上で必要な内容の外部団体が企画する各種研修会への参加や同事業を実施する他法人の取り組みや実践などを視察し、支援の振り返りやヒントを得る。
- ② 先駆的な取り組みを実践している事業所に法人職員を派遣し実際体験する事で、技術や知識を得て法人の支援現場で活用していく。

(2) 内部研修

- ① 法人職員が必要な知識を得る為、内・外部講師による研修を開催する。
- ② 外部の研修に参加した職員による法人、各事業所への伝達研修を実施する。
- ③ 障害者虐待防止法、障害者差別解消法の職員研修を年 1 回以上実施する。

(3) 新人研修

- ① 毎年前期と後期の 2 回新規採用職員に対し実施する。(途中入社は随時実施)
- ② O J T の手法を用いて実施をする。

(4) 法人職員勉強会

- ① 年度の初めに各職員、各部署で課題やテーマを決め研究を行いレポートにまとめる。
- ② 2 ヶ月に 1 度勉強会を実施し発表する。(1 回の発表レポートは 2~3 本)

(5) 職員研究発表

- ① 平成 31 年 2 月中の日曜日に実施。
- ② 年度初めに決めた各職員、部署のテーマを見て、事業管理者、係が選択する。

防火・防災委員会

1. 目的

消防法第 8 条第 1 号に基づき、法人の事業を利用する利用者、職員の火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的に業務を遂行する。

2. 平成 30 年度の事業

- (1) 消防・自然災害計画
- (2) 避難訓練計画の作成と実施
- (3) 消防設備の点検

3. 事業の実施計画

(1) 消防・自然災害計画

- ① 各事業所の防火管理者は年度当初に消防・自然災害計画を作成し消防署に届出を行う。
(変更が合った場合はその都度提出)
- ② 各事業所の防火管理者は、消防計画に沿って火災・自然災害等の避難訓練の計画を賛成し実施する。

(2) 避難訓練計画の作成と実施

- ① ふみだす・第 2 ふみだす(日中活動支援事業)
 - ・ 火災総合訓練～1 回以上
 - ・ 火災避難訓練～1 回以上
 - ・ 地震・津波避難訓練～1 回以上
 - ・ ライフライン断絶時の訓練～1 回以上
- ② サポートじゃんぷ(共同生活援助事業)
 - ・ 火災避難訓練～各グループホーム毎に～2 回以上実施(野ぶどうについては毎月)
 - ・ 非常災害時の訓練～各グループホーム毎に～1 回以上実施

(3) 消防設備の点検

- ① 消火器～年 2 回 (外部業者委託)
- ② 自動火災報知設備～年 2 回 (外部業者委託)
- ③ 誘導灯設備～年 2 回 (外部業者委託)
- ④ 火災通報設備～年 2 回 (外部業者委託)
- ⑤ スプリンクラー設備～年 2 回 (外部業者委託)
- ⑥ 消防設備自主点検～2 ヶ月に 1 回

苦情解決委員会

1. 目的

社会福祉法第 82 条の規定により、法人の事業を利用する利用者に提供する福祉サービスに関する利用者等からの苦情に対し、苦情の適切な解決に努めることを目的とする。

2. 平成 30 年度の事業

- (1) 苦情相談日の設置と実施
- (2) 苦情相談受付箱の設置

3. 事業の実施計画

(1) 苦情相談日の設置と実施

苦情相談日は偶数月の第 1 金曜日に実施する。(4 月については第 2 金曜日)

(2) 苦情相談受付箱の設置

- ①ふみだす、第 2 ふみだす、グループホームはそれぞれ苦情受け付け箱を設置する。
- ②定期的に苦情受け付け箱の中を確認し、苦情があった場合は苦情相談取扱要綱に沿って解決に向けて対応する。

虐待防止対応委員会

1. 目的

社会福祉法人伊達コスモス 21 定款第 1 条に基づき法人が実施する事業の利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、利用者の人権擁護、及び法人事業において健全な支援を提供し、社会的信頼の向上を図ることを目的とする。

2. 平成 30 年度の事業

- (1) 虐待防止対応委員会の開催
- (2) 研修会の開催
- (3) 虐待防止チェックリストの実施
- (4) 障害者差別解消法の周知と合理的配慮の推進

3. 事業の実施計画

(1) 虐待防止対応委員会の開催

- ① 最低年 2 回実施 (必要に応じ随時開催する)

(2) 研修会の開催

- ① 外部研修への参加
 - ・ 障害者虐待防止法について
 - ・ 障害者差別解消法について
 - ・ 強度行動障害について
- ② 虐待防止対応規程の周知研修
 - ・ 各事業所毎に最低年 1 回実施
- ③ 職員を対象とした内部研修 (伝達研修を含む)
 - ・ 北海道の権利擁護研修会に参加した職員は全事業所職員対象に伝達研修会を開催し周知を行う。
 - ・ 外部講師を招聘し、虐待防止、権利擁護、障害者差別解消法の研修会を実施する。
 - ・ その他必要な研修会の実施
- ④ 利用者を対象とした研修
 - ・ 虐待防止、権利擁護、障害者差別解消法の研修会を年 1 回以上実施

(3) 虐待防止チェックリストの実施

- ① 前期と後期の年 2 回実施する。

(4) 障害者差別解消法の周知と合理的配慮の推進

- ① 障害者差別解消法について職員個々が理解し支援に当たれるよう研修会、職員会議、朝夕の打合せ等を通し学習する。
- ② 合理的配慮の視点を持ち、利用者の希望に添える努力をしていく。

保健・衛生委員会

1. 目的

利用者、職員が健康に活動できるよう健康管理、医的ケア、処置等、看護師を中心とし、嘱託医・医療機関・家族の指示に従いながらすすめていく。

2. 平成 30 年度の事業

- (1)感染症予防の対策・対応に努める
- (2)利用者・職員の健康診断、健康相談の実施
- (3)食品衛生区域で作業する利用者、職員の腸内細菌検査の実施
- (4)労働災害の原因の調査及び再発防止の対策

3. 事業の実施計画

- (1)感染症予防の対策・対応に努める
 - ①インフルエンザ予防接種の実施(10～11 月中)
 - ②除菌マットの使用
 - ③玄関の消毒液、マスクの設置をし感染症の予防をする
 - ④ドアノブ、取っ手の消毒(朝・夕)
 - ⑤感染症(インフルエンザ・ノロウイルス等)のマニュアルの見直し
 - ⑥ノロウイルス対応グッズの購入と補充
 - ⑦うがい、手洗いの啓発・励行
- (2)利用者・職員の健康診断、健康相談の実施
 - ①利用者の健康診断の実施(年 1 回)
 - ②利用者の健康相談の実施(年 1 回)
 - ③職員の健康診断の実施(年 1 回、夜勤職員は年 2 回)
 - ④職員腰痛検査の実施(介助担当職員)
- (3)食品衛生区域で作業する利用者、職員の腸内細菌検査の実施
 - ①食品に携わる作業に就く利用者の腸管細菌検査の実施(月 1 回)
 - ②食品に携わる業務に就く職員の腸管細菌検査の実施(月 1 回)
- (4)労働災害の原因の調査及び再発防止の対策
 - ①危機管理の意識の向上